カ　被保護建物から独立して避雷針又は架空地線を設ける場合には、避雷針又は架空地線の各部分は、その建物から二・五メートル以上離れていること。

ヨ　避雷針又は架空地線は、雷撃、風圧等により損傷が生じないように堅固に設置されていること。

タ　避雷針又は架空地線を支持するため支線を設ける場合には、その支線は、支持点において避雷導線に接続していること。

レ　タの支線は、ル及びワの規定の適用に関しては、避雷導線とみなす。

ソ　接地電極は、避雷導線ごとに一個以上であること。

ツ　接地電極は、ガス管から一メートル以上離して埋設されていること。

ネ　接地電極は、銅板等の耐食性の金属体とすること。

ナ　接地電極の接地抵抗（接地電極に接続する避雷導線の接地抵抗を含む。）は、避雷導線が二条以上の場合にあってはその一条ごとに二十オーム以下、一条の場合にあっては十オーム以下であること。ただし、避雷針又は架空地線を大地の固有抵抗が高い山地、砂地等に設ける場合において、被保護建物から放射状に地下五十センチメートル以上の深さに埋設した断面積が三十平方ミリメートル以上であって長さが五メートル以上の銅線四条以上をもって接地電極とするときは、この限りでない。

二　日本工業規格Ａ四二〇一（二〇〇三）「建築物等の雷保護」の外部雷保護システムに適合するものであって、保護レベルがⅠ又はⅡであるもの。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第９６号
秋田市新屋松美ガ丘東町９番４号
債務者　石郷岡順子
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西野　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４５号
福島県郡山市湖南町福良字屋敷前1333番地
債務者　二瓶末梨奈
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門脇　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１０１号
愛媛県松山市吉藤４丁目10番14号　アルバⅡ201号
債務者　渡部　浩樹
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向井　昌寿
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８６号
埼玉県入間市大字上藤沢563番地24
債務者　岡山　永治
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤松　　岳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月９日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４９１号
大阪府枚方市磯島南町５番１―901号
債務者　野上　照男
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　和大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月９日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１３４号
北九州市若松区高須南３丁目６番28―104号
債務者　小川　竜裕
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春田　康秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４９０号
京都市東山区下河原通八坂鳥居前下る清井町493番地２　サイト祇園八坂102
債務者　藤田　昌子
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日野田彰子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月11日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２７６号
北九州市門司区大里東２丁目10番５―208号
債務者　浦上　　望
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春田　康秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１０２号
埼玉県深谷市東方町１―１―９　アーバンスクェアＡ105、住民票上の住所埼玉県深谷市東方2029番地14
債務者　矢口　武志
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　徳之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１６１号
福井県越前市富士見が丘１丁目１番地の７、旧住所福井県越前市家久町第74号44番地の１ヴィレッジ家久202
債務者　大村　隆弘
1　決定年月日時　平成27年６月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊賀　　弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月15日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６２号
福井県越前市家久町第74号44番地の１　ヴィレッジ家久202
債務者　川口　美香（旧姓大村）
1　決定年月日時　平成27年６月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊賀　　弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月15日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８５１号
札幌市豊平区平岸６条17丁目１番１―411号
債務者　田代　克一
1　決定年月日時　平成27年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皆川　洋美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部